平成２６年（フ）第２４６号
広島市中区西白島町３番９号
破産者　有限会社デザインオフィスループ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０９号
広島市中区舟入川口町13番12号
破産者　ウィズウイン株式会社
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９４号
香川県高松市林町165番地ロイヤルパークス林町Ａ―203、開始決定時の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八上89番地１、旧住所高松市新田町甲1425番地３
破産者　和クリニックこと　曽川　堅一
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８７号
北九州市八幡東区枝光１丁目４番11―303号
破産者　松本　和子
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２１号
北九州市八幡西区萩原３丁目４番23―301号
破産者　城　　政之
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和882番地　パルサ一武雄401号
破産者　金丸　浩二
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７２号
宮城県遠田郡美里町字志賀町１丁目５番地７
破産者　千田　拓哉
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
宮城県栗原市若柳有賀字浜井場145番地、従前の住所宮城県栗原市栗駒中野上野30番地ハイツ丸高105
破産者　近藤　則幸
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
秋田県大仙市太田町駒場字寺田70番地
破産者　長澤　清栄
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第４５号
群馬県太田市粕川町415番地１、前住所群馬県伊勢崎市曲輪町24番３号
破産者　松井　洋一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９９号
群馬県太田市東新町212番地　富士ハイツＤ―103号、前住所群馬県太田市東長岡町531番地９
破産者　塩田　喬司
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２４９号
埼玉県川口市大字木曽呂456番地、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市北原台１丁目26番22―102号むさし野第11ダイヤモンドマンション
破産者　栗原　隆史
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
川崎市宮前区菅生３丁目31番６号
破産者　玉利　正義
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
川崎市川崎区小田４丁目８番２号　第２コーポオギワラ101、前住所川崎市川崎区小田４丁目32番10号
破産者　大塚　　進
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
川崎市宮前区宮前平２丁目15番地33　辰巳プラザ202
破産者　玉木由香里
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
川崎市高津区久末1938番地１　久末表Ｂ住宅３―101、前住所川崎市高津区野川2187番地１　シャトーブランピエールＡＯＫＩ106
破産者　阿部　恵之
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０７６号
名古屋市千種区丸山町３丁目28番地の１　メゾン丸山202号
破産者　岩佐　路彦
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前567番地　エクセラン102号、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前567番地102号
破産者　藤田　　実
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部